

椎葉村バレーボール協会専門部設置規程

(目的)

第 1 条 この規程は、椎葉村バレーボール協会規約（以下「規約」という。）第 13 条の規定に基づき、専門部の設置及び所掌事務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 椎葉村バレーボール協会（以下「本協会」という。）に、次の専門部を設置する

- (1) 競技部
- (2) 審判部
- (3) 女性部
- (4) 児童・生徒部

(所掌事務)

第 3 条 専門部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 競技部
 - ①本協会主催の競技会に関する企画運営に関する事項
 - ②その他、部の運営に必要とする事項
- (2) 審判部
 - ①審判員の育成、審判技術の普及・向上に関する事項
 - ②本協会主催の競技会における審判運営に関する事項
 - ③その他、部の運営に必要とする事項
- (3) 女性部
 - ①女性に係るバレーボールの普及に関する事項
 - ②その他、部の運営に必要とする事項
- (4) 児童・生徒部
 - ①小学生バレーボールに関する事項
 - ②中学生バレーボールに関する事項
 - ③その他、部の運営に必要とする事項

(部長)

第 4 条 専門部に部長を置く。

- 2、部長は、専門部を代表し部を総括する。
- 3、部長は、専門部員の互選により選出する。

(補則)

第 5 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については常任理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1、この規程は、令和 5 年 8 月 1 日より施行する。